

3 各地区の課題解決に向けて - 市政研修会 -

令和5年10月4日(水)三河台学習センターにおいて、各地区連合会長等26名参加のもと、市政研修会を開催いたしました。

今年度の研修内容は、役員会において町内会が抱える課題について情報共有し、市の重点施策をメインに協議を行い、「空き家等対策」と「移住定住に向けた支援・受け入れ体制」の2項目としました。また、会場の三河台学習センターは、令和5年4月12日に開館した施設であることから、施設の見学と概要説明も盛り込んだ研修会としました。

「空き家等対策」の講義では、福島市の空き家の件数や管理状況、管理不全の空き家が地域に及ぼす悪影響のほか、法律や福島市の対策計画などについて説明を受けました。防災・防犯上の問題や、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすのは、適切な管理が行われていない一部の空き家であり、今後は空き家の発生抑制や管理不全への対策、利活用の促進が必要だと学びました。

「移住定住に向けた支援・受け入れ体制」の講義では、福島市の転入・転出状況、移住者を呼び込むための支援金等の施策などについて説明を受け、移住検討者が移住の際にどんなことに着目しているかを的確に把握することが重要であることがわかりました。また、移住コーディネーターの方からは、移住に関する相談内容などについてもお話をいただき、支援制度・補助金、移住全般・暮らし、就労・企業に関する内容が多いとのことでした。その後、移住者が居住地で地域の魅力、繋がりを感じてもらうために、地域において気にかけてほしい点などについて意見を交換しました。

今回の研修を通して、地域、そして町内会としてどのようなことに取り組んでいけるかを考える有意義な時間となりました。今後も、様々な研修等を開催し住民自治組織、そして地域の課題解決に繋がるよう、会員の資質向上に努めてまいります。



研修会の様子

町内会活動ハンドブックを作成します！

当連合会では、町内会運営の基本的な事項や活動のための参考資料を掲載した町内会運営の手引書「町内会活動ハンドブック」を2年に1度作成しています。

今年度はその作成年度にあたり、令和3年度に発行したハンドブックの内容を見直し、後日、各町内会へ配布いたします。

多岐にわたる町内会活動を円滑に進めるためのマニュアルとして、ご活用ください。

なお、各町内会には、4月から5月に各支所経由で配布いたします。



町内会活動ハンドブック

ハンドブックの配布部数には限りがあることから、福島市のホームページにも掲載しておりますので、気になった方はぜひ1度ご覧ください。



※こちらのQRコードから掲載ページへアクセスできます。

【掲載ページ】

- 福島市ホームページ
- 「くらし・手続き」
- 「町内会・市民活動」
- 「町内会に関すること」
- 「町内会とは」

ハンドブックの主な内容

- 町内会活動の進め方
 - 1 町内会長の役割
 - 2 町内会の組織
 - 3 町内会の運営
 - 4 町内会の活動
 - 5 安全と安心の町内会活動
 - 6 町内会が活用できる制度
 - 7 町内会と連合組織の活動
- 町内会と目的別の地域団体
 - 1 社会福祉協議会地区協議会
 - 2 地区青少年健全育成推進会
 - 3 地区スポーツ・体育協会
 - 4 福島市交通対策協議会支部
 - 5 衛生団体
 - 6 緑化木害虫防除協議会
 - 7 地域包括支援センター
 - 8 そのほかの目的別地域団体
- 共創のまちづくりを目指して
 - 1 共創のまちづくり
 - 2 自治振興協議会の活動
 - 3 市の広報と広聴活動
 - 4 市民憲章と実践活動
- 資料
 - 1 町内会の会則(例)
 - 2 総会資料(例)
 - 3 個人情報取扱方法(例)
 - 4 認可地縁団体登録の手続き
 - 5 町内会活動関連の各種窓口

令和6年度

～安心して町内会活動に参加できるように！～

町内会活動総合補償制度に加入しましょう

当連合会では、町内会が行う清掃活動やスポーツ、文書配布などの活動中における怪我や他者(物)への損害に備え、「町内会活動総合補償制度」への加入を推奨しております。

また、町内会活動総合補償制度では、草刈機等の動力付き機器の使用中に生じた傷害等については、一部補償対象外となっており、賠償事故にしか対応していません。また、傷害の原因が動力付き機器でない場合においても、補償の対象外となってしまうことから、これを補てんするための保険として、「環境美化活動保険」も用意しています。

令和6年度の加入申込みは、4月中旬から各地区連合会事務局(市役所各支所・出張所、地域共創課)で受付を開始しますので、忘れずにお申込みをお願いします。

町内会活動総合補償制度

- 年間掛金(4月1日現在の加入世帯数)

30世帯以下	1,500円
31世帯以上 50世帯以下	3,500円
51世帯以上 100世帯以下	4,500円
101世帯以上 200世帯以下	5,500円
201世帯以上 300世帯以下	9,000円
301世帯以上 500世帯以下	11,000円
501世帯以上	16,000円
- 補償内容
 - 入院(事故の日から180日限度)
1日につき3,000円
 - 通院(事故の日から180日以内で90日限度)
1日につき2,000円
 - 死亡(事故の日から180日以内)
3,000,000円
 - 後遺障害(事故の日から180日以内)
3,000,000円限度
 - 損害賠償
補償限度額1億円(免責なし)

環境美化活動保険

- 年間掛金(4月1日現在の加入世帯数)

1世帯あたり22円

例) 60世帯の場合…60世帯×22円=1,320円
120世帯の場合…120世帯×22円=2,640円
- 補償内容
損害賠償の補償がないことを除き、町内会活動総合補償制度と同様です。

なお、動力付き機器を使用しない、通常の清掃活動中に受傷した場合には、町内会活動総合補償制度と重複して補償となります。

令和5年度 事故発生状況(2月末現在)

■ 事故件数

【町内会活動総合補償制度】
18件

清掃活動	(傷害)	7件
	(賠償)	1件
スポーツ		4件
お祭り		3件
文書配布		1件
その他		2件



【環境美化活動保険】
5件

■ おもな事故内容

【町内会活動総合補償制度】

- ・グレーチングに指を挟み負傷した。(清掃活動：傷害)
- ・草刈り機による飛石で車両破損。(清掃活動：賠償)
- ・運動会中に転倒し首を痛めた。(スポーツ)
- ・ソフトバレーボール中にアキレス腱断裂。(スポーツ)
- ・文書配布中、交通事故により肋骨骨折。(文書配布)など

【環境美化活動保険】

- ・草刈り中にスズメバチに刺された。
- ・転倒し腕を負傷した。など

町内会活動総合補償制度の注意点

本制度に加入していても、補償の対象外となる町内会活動もあります。令和5年度中に寄せられた問い合わせとともに、ご紹介いたします。

Q1. お祭りの前日の準備でケガをしました。町内会で前日の準備も企画・案内をしていましたが、補償の対象となりますか？

A1. 本制度は「行事当日」を対象としているため、町内会が企画・案内したものであっても、前日の準備や後日の片付け等での事故については対象外となります。

Q2. 草刈機を使用する清掃活動で、使用者以外が転倒などでケガをした場合、補償の対象となりますか？

A2. 刃がむき出しの動力付き機械器具である草刈機を使用する時点で、「危険度の高い行事」となることから、草刈機による事故でなくても対象外となります。(環境美化活動保険に加入している場合は、その対象となります。)

これらの内容のほか、加入案内とともに送付しております本制度の説明資料に記載の、補償の対象外となる町内会活動を行う際には、別途、保険に加入していただくなどの対応をお願いいたします。